

呉工業高等専門学校共同研究実施規則

制定	平成16年4月1日
一部改正	平成21年3月3日
一部改正	平成22年3月25日
一部改正	平成25年2月19日
一部改正	平成25年4月5日
一部改正	平成25年10月4日
一部改正	平成31年3月4日
一部改正	平成31年4月11日
全部改正	令和5年4月13日

(趣旨)

第1条 呉工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号）（以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第132号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 本校における「共同研究」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 本校において、外部の機関（以下「共同研究実施者」という。）から研究者（以下「共同研究者」という。）及び共同研究に要する経費（以下「研究経費」という。）等を受け入れて、本校の教職員（以下「研究担当者」という。）が当該共同研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - 二 本校及び共同研究実施者において、研究担当者及び当該共同研究者が共通の課題について分担して行う研究で、本校に共同研究者及び研究経費等、又は研究経費等のみを受け入れるもの
- 2 この規則において「直接経費」とは、研究経費のうち、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費をいう。
- 3 この規則において「間接経費」とは、研究経費のうち、直接経費以外の管理的な経費をいう。

(受入れの条件)

第3条 共同研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 共同研究実施者は、共同研究を一方的に中止しないこと。
- 二 本校のやむを得ない理由により共同研究を中止又は変更する場合においても、本校はその責を負わないこと。

- 三 共同研究実施者は、機構規則第5条第1項及び第2項の規定に基づき研究経費を納入すること。
- 2 校長は、前項に規定するもののほか、必要と認められる条件を、別に付することができるものとする。

(申込み)

第4条 共同研究実施者は、共同研究申込書（第1号様式）を校長に提出するものとする。

(受入れの決定等)

- 第5条 共同研究の受入れは、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、校長が決定するものとする。
- 2 校長は、前項の決定にあたっては、あらかじめ研究担当者の所属する分野代表の意見を徴するものとする。
- 3 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書（第2号様式）により、共同研究実施者に通知するとともに、共同研究受入決定通知書の写しを添えて契約担当役に通知するものとする。
- 4 研究担当者は、前条の規定による通知を受けたときは、共同研究実施者と最終的に合意した共同研究計画書（第3号様式）を速やかに校長に提出するものとする。
- 5 契約担当役は、第3項の規定による通知を受けたときは、共同研究実施者と所定の共同研究契約書により速やかに契約を締結するものとする。

(研究経費の負担)

- 第6条 共同研究実施者は、研究経費として直接経費及び間接経費を負担するものとする。
- 2 本校は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。
- 3 共同研究実施者は、第2条第1項第二号に該当する共同研究の場合には、当該共同研究実施者における研究に要する経費を負担するものとする。

(受入研究者指導料の取扱い)

- 第7条 受入研究者指導料（以下「研究指導料」という。）を徴収した場合、当該額の2分の1相当額を研究担当者の研究費として再配分する。
- 2 既納の研究指導料は、機構規則第5条第4項に該当する場合を除き、原則として還付しないものとする。

(設備等の取扱い)

- 第8条 研究経費により取得した設備等は、本校に帰属する。
- 2 第2条第1項第二号の共同研究により、研究の必要上、共同研究実施者において新たに取得した設備等は、共同研究実施者の所有に属するものとする。

- 3 校長は、共同研究の遂行上必要があると認めた場合は、共同研究実施者から設備等を受償で受入れることができる。
- 4 研究担当者は、本校において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、共同研究実施者の施設において研究を行うことができる。
- 5 前項の規定により、研究担当者が当該共同研究実施者の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続をするものとする。

(研究の中止又は変更)

- 第9条 研究担当者は、当該共同研究を中止又は変更する必要があるときは、直ちに共同研究中止・変更承認申請書（第4号様式）を校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による申請があった場合には、当該共同研究実施者と協議の上、当該共同研究の中止又は変更を決定し、その旨を研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。
 - 3 契約担当役は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該共同研究実施者と協議し、変更契約を締結するものとする。

(研究完了等に伴う研究経費の取扱い)

- 第10条 共同研究を完了又は前条の規定により、共同研究を中止若しくは変更した場合において、研究経費に不用が生じたときは、共同研究実施者の請求に基づき返還するものとする。

(完了報告)

- 第11条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（第5号様式）を速やかに校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による報告を受けたときは、共同研究完了通知書（第6号様式）により、共同研究実施者及び契約担当役に通知するものとする。

(知的財産権に係る出願等)

- 第12条 校長及び共同研究実施者は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に連絡するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 校長は、共同出願契約を締結する場合は、研究担当者が当該共同研究者と合意予定の持分案について、本校の知的財産委員会に諮るものとする。

(研究成果の公表)

- 第13条 共同研究の成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期及び方法について、校長は共同研究実施者と協議の上、第5条第5項に規定する共同研究契約書において適切に定めるものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平成16年4月1日制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月5日一部改正）

この規則は、平成25年4月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月4日一部改正）

この規則は、平成25年10月4日から施行する。

附 則（平成31年3月4日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月11日一部改正）

- 1 この規則は、平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日より適用する。
- 2 改正後の第10条第2項の規定に関わらず、施行日前から継続している共同研究は、施行日以降も従前の例によることができる。

附 則（令和5年4月13日全部改正）

この規則は、令和5年4月13日から施行する。

第1号様式

共同研究申込書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

共同研究実施者

住 所

名 称

代表者名

呉工業高等専門学校共同研究実施規則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

1 研究題目		
2 研究目的及び内容		
3 研究期間		
4 研究実施場所		
5 研究経費負担額 (消費税額及び地方消費税を含む。)	直接経費	円
	間接経費	円
	受入研究者指導料	円
	合 計	円
6 共同研究者 (所属・職名・氏名)		
7 希望する研究担当者 (分野・職名・氏名)		
8 提供設備等		
9 その他		

第2号様式

共同研究受入決定通知書

年 月 日

共同研究実施者 殿

呉工業高等専門学校長
氏名

年 月 日付けで申出のあった共同研究について、下記により受入れを決定しましたので通知します。

記

1 研究題目		
2 研究目的及び内容		
3 研究期間	年 月 日から 年 月 日	
4 研究担当者 (分野・職名・氏名)		
5 共同研究者 (所属・職名・氏名)		
6 研究経費負担額 (消費税額及び地方消費税を含む。)	直接経費	円
	間接経費	円
	受入研究者指導料	円
	合計	円
7 提供設備等		
8 その他		

第3号様式

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名

研究担当者氏名

共同研究計画書

1 研究題目					
2 研究の概要					
3 研究の特色・意義					
4 研究組織	区分	氏名	所属機関・職名	役割分担	
	本校				
	共同研究 実施者				
5 研究実施場所					
6 その他					
7 共同研究に要する直接経費					
負担区分	物品費	人件費 ・謝金	旅費	その他	合計
呉工業高等 専門学校	円	円	円	円	円
共同研究実施者	円	円	円	円	円

注) 「その他」欄には、本校が所有する設備等を使用する場合、その名称等を記入すること。

別 紙

直 接 経 費 の 内 訳

費 目	摘 要 (内 容)	数 量	単 価	金 額	備 考
物 品 費	備 品 費			円	
	消 耗 品 費			円	
	小 計			円	
人 件 費 ・ 謝 金				円	
旅 費				円	
そ の 他				円	
合 計				円	

第4号様式

共同研究中止・変更承認申請書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名
研究担当者氏名

記

1 研究題目

2 共同研究者氏名

3 研究経費

4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他

上記共同研究について、以下のとおり中止（変更）したいので申請します。

（中止又は変更内容及び具体的理由）

第5号様式

共同研究完了報告書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名

研究担当者氏名

年 月 日付け契約締結の共同研究が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 共同研究者氏名
- 3 研究経費
- 4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 研究報告書 別 添のとおり
- 6 その他

注) 研究報告書には、研究成果として確定した技術的成果を記載すること。

第6号様式

共同研究完了通知書

年 月 日

共同研究実施者
契約担当役 殿

呉工業高等専門学校長
氏名

年 月 日付け契約締結の共同研究が完了しましたので、下記のとおり
通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究に従事した者 本 校
共同研究実施者
- 3 研究経費
- 4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 完了報告書 別添のとおり
- 6 その他

注) 完了報告書には、研究成果として認定した技術的成果を記載すること。